HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法律家は悪しきキリスト教徒？ : 近世の専門家批判としての法律家批判
Author(s)	フュッセル, マリアン; 前田, 星//訳; 田口, 正樹//訳
Citation	北大法学論集, 70(3), 279-309
Issue Date	2019-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/75593
Type	other
File Information	lawreview_70_3_08_Fuessel.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　　料

法律家は悪しきキリスト教徒？

―― 近世の専門家批判としての法律家批判* ――

マリアン・フュッセル
前田　星・田口正樹（訳）

ヨーロッパの前近代において、学識者たちは繰り返し、広い範囲の当てこすりや批判の言説の対象となった[1]。学者であれ、アマチュア研究者であれ、弁護人であれ、学識あるアクターは愚か者、衒学者、ホラ吹きなどと呼ばれることを免れ得なかった。極めて多様なテキストや図像メディアにおいて、知にかかわる担い手たち、諸実践、諸機関がばかにされ嘲笑された[2]。法的専門家たちへ

* このテキストの大部分は、まずドイツ語で公表された。*Marian Füssel*, Die Experten, die Verkehrten? Gelehrtensatire als Expertenkritik in der Frühen Neuzeit, in: Frank Rexroth / Matthias Roick / Björn Reich (Hrsg.), Wissen, maßgeschneidert. Experten und Expertenkulturen im Europa der Vormoderne (Historische Zeitschrift, Beihefte 57). München 2012, 269-288.

[1] 最近のドイツ語圏の研究で最も重要な仕事として次の研究が挙げられうる。*Gunter E. Grimm*, Letternkultur. Wissenschaftskritik und antigelehrtes Dichten in Deutschland von der Renaissance bis zum Sturm und Drang. Tübingen 1998; *Alexander Košenina*, Der gelehrte Narr. Gelehrtensatire seit der Aufklärung. Göttingen 2003; *Ronald Dietrich*, Der Gelehrte in der Literatur. Literarische Perspektiven zur Ausdifferenzierung des Wissenschaftssystems. Würzburg 2003. 近世の風刺コンセプト一般については、以下を参照。*Barbara Könneker*, Satire im 16. Jahrhundert. Epoche − Werk − Wirkung. München 1991; *Klaus Lazarowicz*, Verkehrte Welt. Vorstudien zu einer Geschichte der deutschen Satire. Tübingen 1963; *Jörg Schönert*, Roman und Satire im 18. Jahrhundert. Ein Beitrag zur Poetik. Stuttgart 1969.

[2] 以下を参照せよ。*Wolfgang Martens*, Von Thomasius bis Lichtenberg. Zur Gelehrtensatire der Aufklärung, in: Lessing Yearbook 10, 1978, 7-34. 制度の風刺については、以下を参

の批判という形で、以下ではある特定のタイプの学識者たちがとりあげられるが、彼らは近年ようやく学際的な中・近世研究のテーマへと昇格してきた[3]。このことは１つには、ようやくここ数十年で専門家という形象に特別な公の注目が与えられるようになったという事実と関係しているが、他方で、専門家という概念が（少なくともドイツ語圏では）早くとも19世紀の初めにようやく登場し、したがってそれ以前の数世紀の分析のための発見的な道具立てとしてほとんど使われてこなかったという事実とも関係している[4]。

フランス語では学識ある人を指す表現として「expert」を、すでにクリスティーヌ・ド・ピザン（1364-1430年）が用いていたが、その概念の利用は学識者の別の呼び方の下位に従属したままであった[5]。スペイン語の行政用語には

照せよ。*Marian Füssel*, Ein Käfig voller Narren? Die Universität in Karikatur und Satire, in: Rainer Christoph Schwinges (Hrsg.), Universität im öffentlichen Raum. (Veröffentlichungen der Gesellschaft für Universitäts- und Wissenschaftsgeschichte, Bd. 10.) Basel 2008, 197-225. 図像メディアについては、以下を参照せよ。*Michael Klant*, Universität in der Karikatur. Böse Bilder aus der kuriosen Geschichte der Hochschulen. Hannover 1984.

[3] 以下を参照せよ。*Frank Rexroth*, Expertenweisheit. Die Kritik an den Studierten und die Utopie einer geheilten Gesellschaft im späten Mittelalter. (Freiburger Mediävistische Vorträge, Bd. 1.) Basel 2008.

[4] 以下を参照せよ。*Roy MacLeod* (Hrsg.), Government and expertise. Specialists, Administrators, and Professionals 1860-1919. Cambridge 1988; *Beatrice Schumacher/Thomas Busset* (Hrsg.), „Experten" – „L'expert". Aufstieg einer Figur der Wahrheit und des Wissens – L'ascension d'une figure de la vérité et du savoir. (Traverse. Zeitschrift für Geschichte, Themenheft 2.) Zürich 2001; *Elke Kurz-Milcke/Gerd Gigerenzer* (Hrsg.), Experts in science and society. New York [u.a.] 2004; *Eric J. Engstrom/Volker Hess/Ulrike Thoms* (Hrsg.), Figurationen des Experten. Ambivalenzen der wissenschaftlichen Expertise im ausgehenden 18. und frühen 19. Jahrhundert. Frankfurt a.M. [u.a.] 2005; *Christelle Rabier* (Hrsg.), Fields of Expertise. A comparative History of Expert Procedures in Paris and London. 1600 to present. Newcastle 2007; *Alexander Kästner/Sylvia Kesper-Biermann* (Hrsg.), Experten und Expertenwissen in der Strafjustiz von der Frühen Neuzeit bis zur Moderne. Leipzig 2008; Themenschwerpunkt „Expertenkulturen im Spannungsfeld von Wirtschaft und Politik" in: Forschungsberichte aus dem Duitsland Instituut Amsterdam 5, 2009.

[5] 以下を参照せよ。*Ulrich Ricken*, „Gelehrter" und „Wissenschaft" im Französischen.

「peritos」が、英語では熟練という評価を示す「expert」が本のタイトルとして、遅くとも16世紀以来現れる。もっとも、集合単数名詞の発展までにはなおいくらかの時間が必要であった[6]。17、18世紀のフランス語の事典には「experts」が、すでにこの概念の近代的用法に非常に近い意味で、特別なグループとして現れる[7]。ドイツ語圏においては、1813年に例えば、カール・トゥムの『推量の体系的ハンドブック』が出版されているが、それはサブタイトルで「市町村長、補佐官、都市顧問、専門家 Experten[!]、測量技師、あらゆる性質の不動産の所有者」に向けられていた[8]。

しかし、本日の講演では概念の歴史を問題にするつもりはない。そうではなくて、「専門家 Experten」というある特定の社会的役割についての同時代の解釈と疑問視を問うことが、以下では問題となる。そこでいう「専門家」はゲッティンゲン大学の Graduiertenkolleg「12 ～ 18世紀の専門家文化」の作業仮説によれば、すでに中世後期ヨーロッパ社会において形成されていたのである。その限りにおいて、近代社会に特有の条件から出発しているような知識社会学における専門家概念についての議論との接合は、ここでは限定的にとどめておくこ

Beiträge zu ihrer Bezeichnungsgeschichte vom 12.-17. Jahrhundert. Berlin 1961, 105-113, ピザンについては、144.

[6] 特に「expert and wyse maysters」、「expert sea-men」、「expert ferriers」、「expert gardeners」ないし「expert phisicians」といった言葉が見出される。以下を参照せよ。*Eric H. Ash*, Power, knowledge, and expertise in Elizabethan England. Baltimore [u.a.] 2004, 10-17; *Christelle Rabier*, Introduction. Expertise in Historical Perspective, in: dies., Fields of Expertise. A comparative History of Expert Procedures in Paris and London. 1600 to present. Newcastle 2007, 1-33, hier 1f.; 16世紀のスペインにおける専門家たちの機能については、例えば以下を参照せよ。*Arndt Brendecke*, Imperium und Empirie. Funktionen des Wissens in der spanischen Kolonialherrschaft. Köln [u.a.] 2009.

[7] 以下を参照せよ。*Pierre Richelet*, Dictionnaire françois. Contenant les Mots et les Choses [⋯]. Genf 1680, 315. 1759年のリヨン版第２巻148で記載が著しく拡張されていることにも注意。

[8] *Karl Thum*, Systematisches Handbuch des Kadasters. Zum Gebrauch der Märe, Adjunkten, Munizipalräthe, Experten, Geometer, und der Besitzer von liegenden Gütern jeder Art. Mainz 1813. 専門家概念が裁判における鑑定人を示す用語にさかのぼることについては、以下を参照せよ。*Friedrich Landwehrmann*, Art. ‚Experte', in: Historisches Wörterbuch der Philosophie, Bd. 2. Basel 1972, 875-876.

とができる[9]。とはいえ、いくらかの理論的考察は有用であることがわかっている。ここで問題にされているような専門家の役割は、とりわけ特定の特殊知識、例えば肩書き・衣服・言葉による象徴的な表象ないし資格証明、および助言・鑑定・判決等々の形による法学的「専門活動」、によって定義される[10]。「専門性」は、その際「社会的関係」として理解される。専門家は、承認と役割付与によってようやく専門家になるのである[11]。全ての学識者たちが、以下において専門家として問題とされるわけではない。同様に、潜在的に専門家という役割で行動しているアクターたち全体の一部のみが、視野に入れられる。大学にかかわ

[9] 社会学的議論においては、専門家概念について三つの重要な議論の筋がある。一つは「専門家」と「素人」の知識社会学的な区別で、以下の文献など。*Alfred Schütz*, Der gut informierte Bürger (1945), in: ders., Gesammelte Aufsätze. Bd.2: Studien zur soziologischen Theorie. Den Haag 1972, 85-101; *Walter M. Sprondel*, ‚Experte' und ‚Laie': Zur Entwicklung von Typenbegriffen in der Wissenssoziologie, in: ders./Richard Grathoff (Hrsg.), Alfred Schütz und die Idee des Alltags in den Sozialwissenschaften. Stuttgart 1979, 140-154. さらに、社会の「専門支配化」を近代化批判の視点から問題化する流れがあり、例えば以下の文献など。*Manfred Kuhn*, Herrschaft der Experten? An den Grenzen der Demokratie. Würzburg 1961; *Ivan Illich* (Hrsg.), Entmündigung durch Experten. Zur Kritik der Dienstleistungsberufe. Reinbek bei Hamburg 1979. そして最後にいわゆる専門家インタビューとの関連での方法論的議論については、以下を参照せよ。*Michael Meuser/Ulrike Nagel*, ExpertInneninterviews - vielfach erprobt, wenig bedacht. Ein Beitrag zur qualitativen Methodendiskussion, in: Detlev Garz/Klaus Kraimer (Hrsg.), Qualitativ-empirische Sozialforschung. Konzepte, Methoden, Analysen. Opladen 1991, 441-471.

[10]「特殊な知識」の位置価値については、以下を参照せよ。*Alexander Bogner/Wolfgang Menz*, Das theoriegenerierende Experteninterview - Erkenntnisinteresse, Wissensformen, Interaktion, in: Alexander Bogner/Beate Littig/Wolfgang Menz (Hrsg.), Das Experteninterview. Theorie, Methode, Anwendung. Wiesbaden 2005, 33-70, hier 46; 象徴的な証明の役割については、以下を参照せよ。*Ronald Hitzler*, Wissen und Wesen des Experten. Ein Annäherungsversuch zur Einleitung, in: ders./Anne Honer/Christoph Maeder (Hrsg.), Expertenwissen. Die institutionelle Kompetenz zur Konstruktion von Wirklichkeit. Opladen 1994, 13-31, hier 14. 行為としての専門的知識の意義を強調するのは、*Rabier*, Fields of Expertise（注４）.

[11] 以下を参照せよ。*Rainer Schützeichel*, Laien, Experten, Professionen, in Ders. (Hrsg.), Handbuch Wissenssoziologie und Wissensforschung, Konstanz 2007, 546-578, hier 549.

る「専門家の原型（レックスロート）」、つまり４学部の学位保持者すなわち神学者、法律家、医師、哲学者、そして彼らの中でもとりわけ法律家に特別な注目が寄せられる[12]。

風刺において、我々は特に「濃縮された」形での、法律家たちについての同時代における解釈にでくわすのであり、それゆえそこから前近代の専門家文化の演出と認知についての基本的な問いの解明が約束されるのである[13]。もちろん、学識者批判と風刺の言説は、広く自己言及的に作用している。つまり学識者たちが学識者たちを批判し、学識者たちが学識者たちを笑うのである[14]。たしかに、「大衆的な」学識者批判の様々な証言が伝えられているが、学識ある人々が行った割合のほうが遙かに多いであろう[15]。専門家批判としての法律家批判に関する問いにとって、このことは重要である。というのも、我々はほとんどの場合において、ラディカルな専門家不信を扱っているわけではなくて、風刺的な濃縮によって方向付けと何より改善をもたらそうという試みを扱っているのである。多くのテキストは、それらが違反を公に非難し、そして「正しい」学識と認識論的な徳の多かれ少なかれ明示的な倫理的ルールを構想することに

[12] 以下を参照せよ。*Rexroth*, Expertenweisheit（注３）, 25.

[13] 広範囲にわたる文献に関する概観を与えるものとして、*Wilhelm Erman/Ewald Horn*, Bibliographie der deutschen Universitäten. Systematisch geordnetes Verzeichnis der bis Ende 1899 gedruckten Bücher und Aufsätze über das deutsche Universitätswesen. 3 Bde., Leipzig/Berlin 1904 (ND Hildesheim u.a. 1965), Bd. 1, Nr. 23 Poetische, satirische, humoristische Darstellungen des Universitätslebens, 750-826.

[14] *Klaus Ridder*, Der Gelehrte als Narr: Das Lachen über die ‚artes' und Wissen im Mittelalter, in: Ursula Schaefer (Hrsg.), Artes im Mittelalter. Berlin 1999, 391-409; *Daniel Fulda*, Die Gefahr des Verlachtwerdens und die Fähigkeit, über sich selbst zu lachen. Wissenschaft, Gesellschaft und Lächerlichkeit in der frühen und mittleren Aufklärung, in: ders./Antje Roeben/Norbert Wichard (Hrsg.), „Kann man auch nicht lachend sehr ernsthaft sein?" Sprachen und Spiele des Lachens in der Literatur. Berlin/New York 2010, 175-202.

[15] *Sabine Wienker-Piepho*, „Je gelehrter, desto verkehrter"? Volkskundlich - Kulturgeschichtliches zur Schriftbeherrschung. Münster [u.a.] 2000; Grimm, Letternkultur（注１）, 34-42; *Elfriede Moser-Rath*, „Lustige Gesellschaft". Schwank und Witz des 17. und 18. Jahrhunderts in kultur- und sozialgeschichtlichem Kontext. Stuttgart [u.a.] 1984.

よって、まさに学問体系のモラル・エコノミーに従事している[16]。大学関係の専門家の役割に対する近世における批判の根本的な特質を追うために、私は以下で４つのステップを踏む。まず第１に、学識者の特権と彼らの役割の複数化が紹介される（Ⅰ）、それに引き続き図像メディアにおける法律家批判に照明をあて（Ⅱ）、その後専門家の演出形態のダイナミズムを称号の例で例示的にたどり（Ⅲ）、そして最後に公共性、私人性、特殊化 Spezialisierung の緊張関係の中で学識者の役割がいかに論じられたかについて問う（Ⅳ）。

Ⅰ　特権と複数化

古典的４学部の代表者のうちで、専門家という役割でふるまい、そしてそれゆえまた批判の大部分を自身に引き寄せていたのは、第１に法律家と医師であった[17]。ヨーロッパの最も古い法律家批判の格言のひとつは、「法律家は悪しきキリスト教徒」という決まり文句であるが、おそらく「読み間違い」に中世後期におけるその起源を負っている。フーゴー・フォン・トリムベルクは1300年頃に彼の『走者 Renner』において、法律家 Juristen を悪いユダヤ人 Judisten、つまりユダの子らとしてのユダヤ人、から区別した。ｄとｒの取り違えが、近世において最も好まれた学識者批判の決まり文句を生み出した。また、中世後期と宗教改革期において何度も、とりわけ著名なところではマルティ

[16] *Marian Füssel*, „The Charlatanry of the Learned“. On the Moral Economy of the Republic of Letters in Eighteenth Century Germany, in: Cultural and Social History 3/3, 2006, 287-300; *Ders.*, Multinormativität in der Gelehrtenkultur? Versuche der Normierung „guter gelehrter Praxis“ im 17. und 18. Jahrhundert, in: Rechtsgeschichte - Legal History, 25 (2017), 127-136.「モラル・エコノミー」の概念について、本文との関連では、以下を参照せよ。*Lorraine Daston*, Die moralischen Ökonomien der Wissenschaft, in: Dies., Wunder, Beweise und Tatsachen. Zur Geschichte der Rationalität. Frankfurt a.M. 2001, 157-184.

[17] 現在ゲッティンゲン大学で Katharina Flechsig (M.A.) が、„Von Rittern der Rechte und Gewissensmördern. Juristenkritik und Juristenideal in der Frühen Neuzeit“ というテーマで包括的な法制史の博士論文を執筆中である。法学的専門家に関する諸研究についての短い概観として、*Rabier*, Introduction（注６）, 8-12を参照。また、*Claire Dolan* (Hrsg.), Entre Justice et Justiciables. Les Auxiliaires de la Justice du Moyen Âge au XXe siècle. Québec 2005 所収の諸論文、および *Kästner /Kesper-Biermann*, Experten（注４）も見よ。

ン・ルターとセバスティアン・フランクによって伝えられている「学識者たちは、倒錯した者たちだ」という決まり文句は、神学者と並んで、法律家と医師に向けられていた[18]。彼らは、大学の中では鑑定書の書き手として、また新たな専門家たちの養育者として、大学の外では実務的に活動している医師や、弁護人や裁判官のような法的専門家として活動していた[19]。

専門家としての学識者に対する批判はしたがって、彼らの実務に対する批判において最も明確に認識されうるのであり、1607年の作者不詳の『特権と自由、極めて称賛すべきブレシア政府による』はその好例である[20]。21のアイロニカルな特権についてのこの集成は、主に法律家を対象としており、パラグラフ18のみが医師に矛先を転じている[21]。このテキストはいくつものアイロニカルな屈

[18] 以下を参照せよ。*Heiko A. Oberman*, Die Gelehrten die Verkehrten. Popular Response to Learned Culture in the Renaissance and Reformation, in: Steven Ozment (Hrsg.), Religion and Culture in the Renaissance and Reformation. Ann Arbor 1989, 43-62; *Carlos Gilly*, Das Sprichwort „Die Gelehrten die Verkehrten" oder der Verrat der Intellektuellen im Zeitalter der Glaubensspaltung, in: Antonio Rotondo (Hrsg.), Forme e Destinazione del Messagio religioso. Aspetti della Propaganda religiosa nel Cinquecento. Florenz 1991, 229-375; *Thomas Hohenberger*, Lutherische Rechtfertigungslehre in den reformatorischen Flugschriften der Jahre 1521-1522. Tübingen 1996, 252-257; *Ridder*, Narr（注14）, 407.

[19] 大学における法律家教育については、以下を参照せよ。*Karl Heinz Burmeister*, Das Studium der Rechte im Zeitalter des Humanismus im deutschen Rechtsbereich. Wiesbaden 1974. 鑑定意見の歴史については、標準的研究である *Ulrich Falk*, Consilia. Studien zur Praxis der Rechtsgutachten in der frühen Neuzeit. Frankfurt a.M. 2006を参照。

[20] [Anonym], Privilegia und Freyheitten, Von einer Hochloblichen Blesianischen Regierung Den herrn Doctoribus, Advocaten, und andern Glerten vel quasi cuius suis facultatis, mit vorbehalt, solche zuemindern, zumehren oder gar abzuthuen ertheilt und gegeben. [s.l.] 1607.

[21] 法律家に対する非難や風刺の伝統については、以下を参照せよ。*Michael Stolleis*, Juristenbeschimpfung, oder: Juristen böse Christen, in: Theo Stammen/Heinrich Oberreuter/Paul Mikat (Hrsg.), Politik - Bildung - Religion. Hans Maier zum 65. Geburtstag. Paderborn 1996, 163-170; *Louis Carlen*, Recht zwischen Humor und Spott. Vortrag gehalten vor der Juristischen Gesellschaft zu Berlin am 21. April 1993. Berlin [u.a.] 1993, 引き延ばしをしている弁護人については、S. 23; Art. ‚Jurist', in: *Kuratorium*

折を伴っており、数多くのラテン語挿入句を伴った学識者の回りくどい言語をみずから用いてそれを風刺し、学識法曹たちに対する批判の広がりを確認しているが、そうした批判に対して今や彼らの悪習の特権化によって対処がなされるのである。学識法曹には次のことが許されているという。常に彼らの意見に固執すること（1）、決定を延期すること（2）、「送られてきた書簡、訴訟書類、召喚状」を長らく開かないまま放置すること（3）、彼らの検証が必要とされる場合に、これをもまた遅延させること（5）。引き延ばしの更なる手口、学識者の妻に対する女性嫌悪的な当てこすり（9、15、17）、訴訟書類の登録・保管における不備（10、11）、鑑定書の過剰な長さ、書記や下女による訴訟書類の不注意な持ち運び（13）、訴訟書類の権限なき開示・閲覧（14）、客の過度の供応（16）、「若い博士たちとなったばかりの弁護人たち」がより年かさで経験豊かな者たちから学ぶことの禁止（19）、みずからの国において学位を授けられるには能力が欠如している場合、外国においてこれを得ることの許可（20）、そして最後に、読点、句点、段落なしに書くことの許可（21）が続く。この『特権』はいくつもの点で、近世の専門家批判として特徴的と見なされうる。それは法律家身分を根本的に疑問視するというわけではなく、具体的な害悪を除去したり、少なくとも公の意識をそれに向けるという意図で、そのような害悪を名指ししているのである。この作品は従って、高度に規範的に論じている。全ての特権が、正しいと感じられる実務の反転として理解されうる。批判は自己言及的であって、教養のある書き手によって書かれており、そのアイロニカルな調子からして、一般人というより、おそらく主に他の学識者たちに宛てられている。特権化と関連させることによって最後に、学識者たちの身分的わがままを当局が裁可することが非難され、それによって間接的に彼らをより強くコントロールすることが要求されている[22]。

Singer (Hrsg.), Thesaurus proverbium medii aevi. Lexikon der Sprichwörter des romanisch-germanischen Mittelalters, Bd. 6. Berlin 1998, 392-395; *Rexroth*, Expertenweisheit（注3）, 29ff.

[22] アカデミックな風刺の要素としての「特権化」については、以下を参照せよ。*Marian Füssel*, Der magische Tisch. Soziale Raumbezüge studentischen Lebens der Barockzeit im Spiegel einer Scherzdisputation, in: Karin Friedrich (Hrsg.), Die Erschließung des Raumes. Konstruktion, Imagination und Darstellung von Räumen und Grenzen im Barockzeitalter, 2 Bde., Wiesbaden 2014, Bd. 2, 489-504.

Ⅱ　図像における法律家批判

近世の法律家たちについての社会的な認識を探求するためには、とりわけ図像資料が有益であるとわかる。それらは法律家内部の問題と同様に、社会における法律家の役割を問題化しているのである。法律家に対する極めて古くからの批判点として、買収可能性という非難が挙げられる。そのため、まさにこの非難が繰り返し絵画化されもしたことは、不思議でない。ピーター・ブリューゲル１世の息子のアトリエで1618年に、１人の田舎弁護人の部屋を描いた銅版画が作られた（**図１**）[23]。この版画の下には、ラテン語とドイツ語の詩が付け加



図１　Monogrammist AED Schal, Satire auf die Bestechlichkeit der Advokaten, Kupferstich 1618, Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg

[23] *Anja Eichler/ Eva Fußwinkel/ Nadine Löffler* (Hrsg.), Spott und Respekt - die Justiz in der Kritik, Petersberg 2010, 148-149.

えられているが、それらは強欲と買収に立ち入っている。ドイツ語の詩は次のように始まる。「この国には一つの格言があるが／今では誰もが知っている。それは弁護人と法律家はみんな悪しきキリスト教徒なのだというものだ。人はまたある格言でこう言う。よく買収する者は／よく物事を運ぶだろう、と」。悪しきキリスト教徒についてのこの有名な言葉は、ここではそれゆえちょうど読者がものごとを位置づけるための最初の指示になっているのである。

法的専門家の形象について、1597年のオランダの一葉は有益である。それはNotarius imperitus、つまり未熟な公証人を示しており、それによって専門家の語幹 peritus を取り入れている（**図２**）[24]。



図２　Hendrik Goltzius, Notarius Imperitus, Kupferstich 1597, Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg

ある貿易都市の港で、二人の商人がある取引を締結した。女性として擬人化された欺瞞 Fraus と偽り Falsitas がその名親になっている。この取引契約を文書にした法律家は、その際に目隠しをしており、未熟な公証人 Notarius imperitus として示されている。彼はそれによって、能力に欠ける非専門家に

[24] Spott und Respekt（注23）, 142-143.

なり、欺瞞と不正義にほしいままにさせ、そうしてみずからも共犯者となっているのである。

ヴュルテンベルクの司祭であったダニエル・プフィステラー（1651-1728年）が1716年に始めた絵入り年代記においては、ある弁護人の家が、斜めの視角から、見る者に提示されている（**図３**）。



図３　Barockes Welttheater: ein Buch von Menschen, Tieren, Blumen, Gewächsen und allerlei Einfällen/ geschrieben und gemalt von Daniel Pfisterer, begonnen im Jahre 1716. (1651-1728) Hrsg. vom Württembergischen Landesmuseum und dem Geschichts- und Kulturverein Köngen e.V., Stuttgart 1996, S. 79

家の二つの側面を見通すことができる。「弁護人の家には二つの同じでない門がある。一つは買収することをはばからない者に対して開かれている。もう一つは閉じたままである。というのも、金貨を鍵として持ってこない者は、会ってもらうことすらかなわないからだ」[25]。しかしこの絵は、さらにアイロニカルな風刺を伴っている。立ち入りが禁じられている財産の無いものたちは、「博士」の庭で木々を揺すってその果実を奪い、一方で別の「貧しい道化」が、窓にものを投げ込んで壊そうと脅しているのである。このように、ここでは学識者たちだけでなく、一般の人たちもまた、能動的に批判を行っているのである。

1721年の作者不詳の銅版画「今の世界の真実」においては、聖職者、兵士、農民と法律家が、身分社会の代表として提示されている（**図４**）[26]。前３者の形象は、誇張された形で彼らの社会にとっての有用性を強調しているが、しかし



図４　Annym, Die Wahrheit der jetzigen Welt, Kupferstich, nach 1721, Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg

[25] Daniel, Pfisterer, Barockes Welttheater : ein Buch von Menschen, Tieren, Blumen, Gewächsen und allerlei Einfällen / geschrieben und gemalt von Daniel Pfisterer, begonnen im Jahre 1716. Hrsg. vom Württembergischen Landesmuseum und dem Geschichts- und Kulturverein Köngen e.V., Stuttgart 1996, 2Bde., 79, Transkription Bd. 2, 69.

[26] Spott und Respekt（注23）, 166-167.

兵士の後ろで燃えている家のような背景の小場面によって反論されている。弁護人は下に次のような文言を伴っている。「私はお前たちすべてを食らう。私は長年弁護人をしている。書くことにかけてはお手のもの。どんなわざでも何でもござれ。私の財布は金貨でピチピチ。あいつは祈り、あいつは見張り、あいつは働くが。どっこい最後には私が３人みんなをむさぼり食う」。法律家の財布は金でパンパンにふくらんでおり、彼の後ろでは狼が羊を引き裂いている。

1773年のイングランドの風刺的な記事「助言者コーゼンの助言クラス Counsellor Cozen Consulting Class」も、貧しい依頼人たちとの比較で誇張された身分的付属物を標的にしている[27]。依頼人が彼に財布を差し出している一方で、弁護人は彼の巨大なカツラの下にほとんど隠れてしまっているのである（**図５**）。

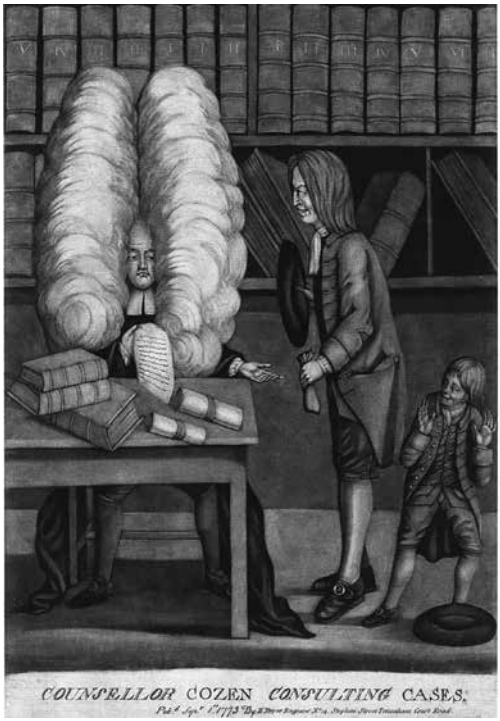


図５　„Counsellor Cozen Consulting Class“(1773), Radierung, British Museum, Department of Prints and Drawings, London

[27] Ebd., 74.

18世紀イングランドの最も重要な銅版画家ウィリアム・ホガースもまた、法律家たちを批判的に図像化している（**図６**）[28]。



図６　Willam Hogarth, The Bench, Kupferstich, ca. 1764, Niedersächsische Staats- und Universitätsbibliothek, Göttingen

特に明確に、法律家たちは1764年の「法廷 The Bench」で描写されている。ここでもまた、裁判官たちの容貌はほとんど彼らのカツラに隠れてしまっていて、４人の裁判官のうち２人は、既に居眠りしている。裁判官たちの上方には、ラファエロからダヴィンチまでの古典的な絵画から取られてきたいくつかの顔が再現されているのだが、それは「戯画」と人格との質的な相違をはっきりさ

[28] Ebd., 182-183.

せるためであった。戯画が粗悪でちょっとしたスケッチであるのに対して、人格の描写は極めて高い熟練を要求するのである。

正義の女神の、カノン法との法律家内部での闘争を、1770年頃のある作者不明のペン画が視覚化している（**図７**）[29]。一人の法律家が、秤と剣によって簡単にそれとわかる正義の女神を（彼女はまさに地面に崩れ落ちそうになっているのだが）、背中からカノン法によって殴り殺そうとしている。しかし、この闘いはなお決着が付いていない。



図７　Anonym, Jurist(?) schlägt Justitia mit Codex, Lavierte Federzeichnung, um 1770, Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg

近世ヨーロッパの法文化に特有のひとつの問題が、「慣習 Herkomannus」と題する18世紀初頭のカリカチュアに示されている（**図８**）[30]。中央に、甲冑を纏った慣習 Herkommanus の巨大な像が立っているのだが、それは法的な文言によって枠どられている。パンフレットの目標は慣習法に対する批判であるが、そこでいう慣習法とは近世のドイツにおいて至る所で呼び起こされた古き良き慣習のことであった。「不法は百年続いても一時も法にはならない。乱用は法

[29] Ebd., 174-175.

[30] Ebd., 164-165.



図８　Anonym, „Herkommanus“, Einblattdruck mit Kupferstich und Typendruck, 1701-1715, Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg

を作らない……古いことはそれだけでは法でない」。慣習の像という記念碑に、過ぎ去った法とそれでも今も維持されている法との間の弁証法が象徴されている。実際の慣習像は、1720年頃にグラードリッツ・アン・デア・エルベ〔現在のチェコ、ドヴール・クラーロヴェー・ナト・ラベム〕に建立されたが、その前には風刺と嘲笑詩を投入するための壺が置かれた。慣習像はそれによってまた、その内容が文書、絵画、彫刻の間で流通しえた法律家批判の間メディア性をも指示しているのである。

Ⅲ　演出：権威の外観

学識ある専門家たちは、権威を発生させるために、固有の専門用語から儀礼的な序列、衣服、肩書きまでに至る、象徴的な諸形式の幅広いレパートリーを用いた[31]。特定の資格を証明する肩書きは、まさしく彼らの影響力を伝える中

[31] 学識者たちの衣服が持つ権威発生作用については、以下を参照せよ。*Marian Füssel,*

心的なメディアの一つをなしていた。社会全体における肩書きのインフレの中で、何よりも17世紀において、学識にかかわる肩書きもまた風刺の最も好む対象となったのは、それゆえ全く不思議ではない[32]。カール・ハインリヒ・ヘーゲスの何度も版を重ねた叙述である『学識ある人々の称号趣味について』と並んで、ここではとりわけ、ある作者不明の対話形式で書かれた記述が有益である。それはタイトルを『偉大なる、そしてうぬぼれた肩書き男。あるいは非常に愉快で学識ある肩書きについての会話。いかにこれらがとりわけ今日、誰もそれで満たされ得ないほどに高く登っているか』といい、1690年にドレスデンで出版されたものである[33]。タイトルの由来に関する叙述の後、２つの対話のうち第１のものにおいて、諸侯、聖職者、都市における参事会の肩書きが議論される[34]。第２の対話において、まずは様々な領邦における肩書きが扱われ、その後「閣下」、「高貴な」、「学識ある」、「峻厳なる」、あるいは「名誉確かな」、などの個別の概念が、そこからさらに法律家、医師、詩人のような様々な職業が、のらくら者とか悪党といった侮辱語まで含めて扱われ、最後には女性の称号で終わる[35]。

Talar und Doktorhut. Die akademische Kleiderordnung als Medium sozialer Distinktion, in: Barbara Krug-Richter/Ruth Mohrmann (Hrsg.), Frühneuzeitliche Universitätskulturen. Kulturhistorische Perspektiven auf die Hochschulen in Europa. Köln [u.a.] 2009, 245-271. 中世の伝統については、包括的に以下を参照せよ。*Andrea von Hülsen-Esch*, Gelehrte im Bild. Repräsentationen, Darstellung und Wahrnehmung einer sozialen Gruppe im Mittelalter. (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 201.) Göttingen 2006.

[32] 学識者たちの地位と称号制度への批判については、以下を参照せよ。*Marian Füssel*, Gelehrtenkultur als symbolische Praxis. Rang, Ritual und Konflikt an der Universität der Frühen Neuzeit. Darmstadt 2006, 366-378.

[33] *Carolus Henricus Heegius*, De titulomania eruditorum vulgo die Titelsucht der Gelehrten. Leipzig 1723; *Johann Caspar Jung-Michel* [mutmaßlicher Verfasser], Der Grosse und eingebildete Titul-Mann, oder Ein sehr lustiges und gelehrtes Gespräche von Tituln [...]. Leipzig/Dresden 1690; *Johann Adam Bernhard*, Kurzgefaste Curieuse Historie derer Gelehrten, Darinnen von der Geburth/Erziehung/Sitten/Fatis, Schrifften u. gelehrter Leute gehandelt […] wird […]. Frankfurt a.M. 1718, 225-229.

[34] *Jung-Michel*, Titul-Mann（注33）, 1-58.

[35] Ebd., 59-179.

『肩書き男』の基本的な意図は保守的である。ますます複雑になっていく肩書きが、その身分によってもその内なる徳によってもその資格を持たないような人々によって僭称されている、とされる。模倣とせり上げを通じての古典的な区別スパイラルが叙述される。例えば、伯はもはや単に良い生まれでなくきわめてよい生まれと、貴族は単に「高貴」ではなく「極めて高貴」と呼ばれることを望み、「極めて学識ある人々は名誉あるというだけでなく／高貴なというタイトルで呼ばれることをも望んだ。誰ももはやその身分に満足しない。それゆえ手工業者でさえもはやマイスターでなくヘルと称するようになるかもしれない」[36]。『肩書き男』は同時に、社会的役割の分化の反映でもあり、例えば「法学博士たち」のグループには弁護人・公証人・裁判官が仲間に加わっているのを見ることができる。そのすぐ後に、法律家に対する非難の古典的なトポスが続く。「もろもろの大いなるラントの労苦と並んで、特別な災いは次のようなものであろう。すなわち、悪しき弁護人にとりつかれるという災いである。そうなれば訴訟はいくらでも、確かに弁護人たちには最善なことに、しかし依頼人の破滅に至るまで、引き延ばされる」[37]。近世の専門家文化の形成にとって中心的なのはしかし、とりわけ肩書きと認識論的な権威との関連である。

ヨハン・ブルカルト・メンケ（1674-1732年）もまた、その『学識者たちの大ぼらないし誇大宣伝についての二つの話』において学識者の肩書き癖 Titulomanie を詳細に取り扱っている[38]。メンケが「非常に熟達した、また非常

[36] Ebd., 64.

[37] Ebd., 102. 類似の批判がなされているものとして、以下の史料が挙げられる。*Johann Burkhard Mencke*, Zwey Reden von der Charlatanerie oder Marktschreyerey der Gelehrten, nebst verschiedener Autoren Anmerckungen. Mit Genehmhaltung des Hn. Verfassers nach der letzten vollständigsten Auflage übersetzt […] aufs neue vermehrt. Leipzig 1727, 274f. 裁判の引き延ばしは一般的に近世において多く訴えられたテーマである。この点については、以下のような様々な「道化鏡」をも参照。*Abraham a Sancta Clara*, Centi-Folium in Quarto oder Hundert Ausbündige Narren […]. Wien 1709 (ND Dortmund 1987), 329-333; *Wahrmund Jocoserius* (Hrsg), Wohl-geschliffener Narren-Spiegel: 115 Merianische Kupfer. Freystadt 1730 (ND Leipzig 1986), unpag. Nr. 71.

[38] *Johann Burkhard Mencke*, De charlataneria eruditorum declamationes duae. Leipzig 1715, Dt., Zwey Reden（注37）, 21-44. 文脈と更なる文献については、以下を参照。*Füssel*, Charlatanry（注16）.

に学識ある」とみずから名乗るが、「ほとんどものの役に立たない」ような人々について言及するならば、彼は専門家たちの用語域に触れているのである[39]。メンケの非常に影響力を持った話は『肩書き男』と比較可能な構成になっている。第一の話は、学識者たちの誤った行動の実務に向けられており、第二の話は、古典的な学部の序列に沿って、学識者たちについて論述している。まずは、「文法家」と「批評家」、その後「歴史叙述者」、詩人、数学者、自然学者、医師、法律家、そして最後に神学者といった具合である。メンケの『大ぼら』の複雑で間テクスト的な関連について、ここでさらに立ち入ることはできないが、この作品にはとりわけ学識者の身分編成における公共的性格の高まりが反映されていることが強調されるべきであろう。学識者の身分編成は社会化の市場的諸形式、例えば書籍市場の枠内で、ますます規定されるようになってきたのである[40]。

アカデミックな肩書きの華やかさへの厳しい批判を、さらにプロイセンの宮廷歴史家でグンドリングの競争者であったダーフィット・ファスマン（1683－1744年）が、その1729年の著作『学識ある愚か者』において加えている[41]。「プライドと尊大さで膨れ上がって、まさに豪華な尾を持ったクジャクのように、アカデミックな称号を付けて威張りながら歩く学識者たちが多くいる中で、公の集まりの中で突然以下のようにしゃべりだすことをはばからないような者」は見当たらないだろう。「私は博士である、私は教授資格取得者である、私は修

[39] *Mencke*, Charlatanerie（注37）, 30.

[40] メディアの変遷は学識者たちのモラル・エコノミーにとって特別な挑戦であった。以下を参照せよ。*Marian Füssel*, „On the Means of Becoming famous in the learned World“. Practices of scholarly Status Constitution and the Emergence of moral Economy of Knowledge in the 18th Century, in: André Holenstein / Hubert Steinke / Martin Stuber (Hrsg.), Scholars in Action. The Practice of Knowledge and the Figure of the Savant in the 18th Century, 2 Bde. Leiden 2013, Bd.1, 123-143.

[41] *David Fassmann*, Der Gelehrte Narr oder Gantz natürliche Abbildung solcher Gelehrten, die da vermeynen alle Gelehrsamkeit und Wissenschaften verschlucket zu haben […]. Freyburg 1729. このタイトル銅版画については、*Košenina*, Der gelehrte Narr（注１）, 31ff. ファスマン個人については、*Gerhardt Petrat*, Die letzten Narren und Zwerge bei Hofe. Reflexionen zu Herrschaft und Moral in der Frühen Neuzeit. Bochum 1998, 145-148.

士である。従って、私はより良く知っているに違いない。彼らがまったく間違っている場合でも、彼らはこう言うのである ...。彼らが用いる名前と称号、そして彼らの意見ではそれと結びついた権威は、あらゆる所で大家気取りをしようとするので、この種の学識ある愚か者は、他の者はみな口をつぐまねばならず、彼らだけが語ることができると考えるほどである」[42]。大部分は他のよく知られた学識者風刺（とりわけメンケの『大ぼら』）の編纂物であるこのテキストは、学識ある専門家たちによる助言の実務を批判する様々な一節を含んでいる[43]。一方では彼らと「対話 Discurs」を行っている権力者に対して、みずからよく考える代わりに権威を援用することが好まれているが、他の箇所では、象徴的権威に支えられた専門家の助言を受け入れることが、助言を求める者自身の判断能力の妨げとして批判されている。「というのも、人間はその堕落した欲求ゆえに、一般に次のようにふるまうからである。すなわち、人間はいつでも、大部分の者によって、特に知ったかぶりをする人が推定された顕位や功績を持つ場合、つまりいとも傑出した博士 Doctor Excellentissimus、いとも秀でた修士 Magister praestantissimus、いとも慧眼なる牧師 Pastor vigilantissimus、などと名乗る場合に、そのような者によって是認されたものを、よしとするのが常なのである。なぜなら、そのような哀れな人びとは全体として、彼らが偉大で高貴な学識者の意見を受け入れ是認したならば、あたかも若い参事会員のように判断と言辞において間違えることはありえないだろうと思い込んでいるからである。しかしそうした助言者や言う所の託宣がそうした若い人びとにいかに悲惨な助言を与えているかは、残念ながらその結果が示している！。しばしば結果は明々白々で、というのもこうした助言者たちは、実際に物事が問題となり自分がひとかどの人物であることを示すべきときに、まったく空虚な考え以外の何ものも頭の中に持たないのであり、そうした考えときたら眼前に存

[42] *Fassmann*, Gelehrte Narr（注41）, 2.

[43] このテクストは５つの分冊に分類される。基本的には、第５分冊（191-222）はメンケの『香具師についての２つの話』の訳から構成されている一方で、第１分冊全体（1-90）は、ユリウス・ヴィルヘルム・ツィンクグレフの『筆の英知』から編纂、引き写されている。第３分冊（90-151）は、トラヤーノ・ボッカリーニの様々な言語に翻訳された著名な風刺『パルナッソスの関係』から構成されている。以下を参照せよ。*Trajano Boccalini*, De ragguagli di Parnaso. Venedig 1612-1613.

在する事物にまるで調子を合わせようともしないのである」[44]。人間の「堕落した欲求」はここでは、位階と功績によって影響されうるという、専門家を構成するうえで本質的な公衆の役割を指示している。

ドイツ初期啓蒙の専門家批判の一種の総覧として、職業身分ごとに構成されアルファベット順に並べられた、ゲオルク・パウル・ヘン（1662-1747年）の1720年の『詐欺事典』を読むことができる[45]。「外交使節」から「菓子焼き人」までさまざまな間違いが批判されているが、それらは経済的な欲深さと専門的能力の欠如からある身分をそのようなものたらしめる象徴的な実務まで至るものの並存によって際立っているのである。広い意味でアカデミックに教育された専門家のタイプとして、ここではとりわけ弁護人、医師、官吏、著述家、法廷顧問官、官房事務官、論争家、枢密顧問官、聖職者、学識者、宮廷および行政顧問官、公証人、教授、調査官、書記官と語学教師が数えられている。

ここでもまた、知の担い手たちの演出と、間違った専門家の地位を承認する素人との関連が再び登場する。学識者たちの欺瞞には、なによりみずからの権威の濫用が数えられる。学識者たちは欺くのである。「彼らは、この世界でいくらか権威を獲得すると、そのような権威を用いて彼らの根拠のない意見を、あたかも福音の真実であるかのように、他人に押し付け、教え込むのである」[46]。身分不相応なアクセサリーと並んで、学識者たちはまた、以下の点でも際立っていた。「彼らは読みにくい書き方を装う。それによってのみ彼らは、学識者は悪文を書くという一度形成された先入観にしたがって、学識者と認められうるのである」[47]。ヘンもまた、学識ある専門家それ自体への批判ではなく、その専門的職業のきちんとした行使と、濫用の廃止のための当局によるより厳密なコントロールを目標としているのである。そうしたねらいに対応して、欺瞞の廃止のための提言も組み立てられている。弁護人については、次のように言われている。「ここでもまた、弁護人手数料の廃止と、弁護人への給与支払いの

[44] Ebd., 4 u. 174.

[45] *Georg Paul Hönn*, Betrugs-Lexicon, worinnen die meisten Betrügereyen in allen Ständen nebst denen darwider guten Theils dienenden Mitteln entdecket. 3. Aufl. Coburg 1724 [ND Leipzig 1981].

[46] Ebd., 173.

[47] Ebd.

ための弁護人金庫の設置が有用である。少数の良心的で有能な弁護人のみが許可され、それと並んで特別な弁護人規則が導入されることもまた（有用である）」。医師の場合には、とりわけ学位による資格コントロールが目ざされる。「学位のない医師や同様の利用された代理人には、患者を訪ねたり治療したりすることが許可されない。ただし、その者が以前に医学校で試験を受けて有能と認定されていればその限りではない」[48]。後者はまさに、教授たちにおける腐敗した学位授与実務に対する伝統的な批判へと続いている。というのも教授たちは欺いているのである。「もし彼らが博士候補者や修士候補者を口述試験で大目に見てやるならば。そして彼らはそれだけ多くの候補者を持ちたいだけのために、不相応の輩と無知の徒に、昔はあれほど高く尊重されていた大学の学位を、金で授与するのである」[49]。対抗手段としては、より厳しい査察が提言されている。学位授与実務への批判は、よく見られた現象であり、それと共に制度としての大学が批判と風刺の視野に入ってくる[50]。学位授与は大学の生命線と見なされうる。ここでは、いわば大学の専門家が、将来の専門家の養成に際して機能していないのであり、そうやって養成されそこねた専門家たちが、その後宮廷や都市において質の悪い勤務を行うことになるのである。

Ⅳ　役割紛争

近世の学識者風刺と学識者批判の、「唯一」中心的なとまでは言えなくとも、中心的な動機の一つは、世間との近さと遠さの問題であった。理念型的に体現すると、この対立は、世間に背を向けた衒学者のタイプと世間に目を向けたスマートな学識者たちのタイプにおいて見いだされる[51]。17、18世紀の文学は、

[48] Ebd., 11.

[49] Ebd., 294. この問題については、以下を参照せよ。*Ulrich Rasche*, Die deutschen Universitäten und die ständische Gesellschaft. Über institutionengeschichtliche und sozioökonomische Dimensionen von Zeugnissen, Dissertationen und Promotionen in der Frühen Neuzeit, in: Rainer A. Müller (Hrsg.), Bilder − Daten − Promotionen. Studien zum Promotionswesen an deutschen Universitäten der frühen Neuzeit. (Pallas Athene, Bd. 24.) Stuttgart 2007, 150-273, hier 248-255.

[50] 以下を参照せよ。*Füssel*, Käfig（注２）, 209-212.

[51] 以下を参照せよ。Art. ‚Pädanterey, Paedantismus', in: *Johann Heinrich Zedler*, Universal-Lexicon […], Bd. 26. Halle/Leipzig 1740, 189-192; Art. ‚Pedant, Pedanterie,

衒学的な学識者たちであふれている。クリスティアン・ヴァイゼの『ホリビリクリビファクス』(1663年) におけるセンプロニウス、同じくクリスティアン・ヴァイゼの『農民マキアヴェリ』(1681年) におけるスクリビリス、ルードヴィヒ・ホルベルクの同名の作品 (1722年、ドイツ語版は1752年) におけるエラスムス・モンタヌス、ゴットリープ・ヴィルヘルム・ラーベナーの『ヒンクマール・フォン・レプゴウの本文のない注釈』(1745年) におけるヒンクマール・フォン・レプゴウ、ルイーゼ・ゴットシェートの『ヴィッツリンク』(1745年) におけるヴィッツリンク氏、アダム・ゴットリープ・ウーリヒの『怠け仕事』(1746年) における修士ボーケスドイテリウス、ヨハン・ペーター・ウツの同名の詩 (1749年) における修士ドゥンス、ヨハン・ゴットリープ・シュンメルの『シュピッツバルト』(1779年) における同名のマッティアス・テオフィールス・シュピッツバルト、ジャン・パウルの『フロリアン・フェルベル校長と彼のギムナジウム生徒のフィヒテルベルクへの旅』(1791年) におけるフロリアン・フェルベル、あるいはフリードリヒ・ニコライの『あるドイツ人哲学者センプロニウス・グンディベルトの生活と意見』(1798年) におけるセンプロニウス・グンディベルト。比較的知られているもののうちいくらかを挙げるだけでも、これだけあ

Pedantisch', in: *Jacob u. Wilhelm Grimm*, Deutsches Wörterbuch, Bd. 7. Leipzig 1889, 1522f.; *Hans-Ulrich Lessing,* Art. ‚Pedant, Pedanterie', in: Historisches Wörterbuch der Philosophie, Bd. 7. Darmstadt 1989, 229-234. イタリアについては、*Arturo Graf, I pedanti*, in: Attraverso il Cinquecento. Torino 1888, 171-213; *Florian Neumann,* „Pedanten". Grundzüge der Pedantensatire im Cinquecento, in: Winfried Müller/Wolfgang Smolka/Helmut Zedelmaier (Hrsg.), Universität und Bildung. Festschrift Laetitia Boehm zum 60. Geburtstag. München 1991, 115-128. フランスについては、*Ricken*, „Gelehrter" und „Wissenschaft" (注５), 249-255 u. 263-287; *Klaus Breiding*, Untersuchungen zum Typus des Pedanten in der französischen Literatur des 17. Jahrhunderts. Diss. phil. Frankfurt a.M. 1969. ライヒにおける学識ある衒学者という形象の構築についての、これまでのところで最も詳細な調査として挙げられるのは、以下の文献。*Wilhelm Kühlmann*, Gelehrtenrepublik und Fürstenstaat. Entwicklung und Kritik des deutschen Späthumanismus in der Literatur des Barockzeitalters. (Studien und Texte zur Sozialgeschichte der Literatur, Bd. 3) Tübingen 1982, 288-454, 概念の語源学については、306f.; 一般的にはまた *Košenina*, Der gelehrte Narr (注１), 56-66, *Dietrich*, Der Gelehrte (注１), 65-130.

る[52]。この講演で追求されている問題設定の枠内では、どの程度まで、対応する役割付与を専門家批判の例としても読みうるかということが、問われるべきである。衒学者の専門知に対する関係のアイロニカルな描写は、フランチェスコ・ベロの『衒学者』（1529/38年）にすでに含まれている。その中で衒学者プルデンツィオは、またしてももっぱら専門家たちの判断に自分を合わせようとしていて（「専門家の判断にしたがって」）、みずからの経験や感情は一切認めないが、そのことは特にパートナー選びについて戯画化されている[53]。特に法律家に向けられていたのは、1721年にフランクフルト・アン・デア・オーダー大学で行われた「きわめてペダンティックな法律家」についての演説である[54]。

ウルリッヒ・フォン・フッテンも―そして彼に続いてツィンクグレフ（1618年）とファスマン（1729年）も―個人的振舞いという面において学識者に専門的知見が欠如していることから、きれいな落ちを引き出している。つまり以下のことが確認されうるのである。「長く学業に携わる人々は、その間に経験自体をしそこなうだけでなく、一般的にあらゆる仕事についてぎこちなく不作法になってしまう。それゆえまた次のようなことにもなる。そういう人たちは、彼らの習慣と振舞いの点で他の人びとから浮き上がり、そして人間同士のあらゆる交わりを断ってしまうのである」[55]。彼らが世間知らずであることはまた、要

[52] *Dietrich*, Gelehrte（注１）, 65f; *Alexander Košenina*, Nachbemerkung, in: ders. (Hrsg.), Johann Georg Schlosser, Ueber Pedanterie und Pedanten, als eine Wahrnung für die gelehrten des XVIII. Jahrhunderts. Hannover 1996, 27f. における列挙を参照。

[53] *Dietrich*, Der Gelehrte（注１）, 71.

[54] *Joachim Ludwig Schmeltzeisen*, Oratio De Pedantismo Iuridico, Qua Tabulis Stipendiariis Divi Friderici Wilhelmi Magni De Universa Europa, Et Hac Musarum Sede Regie Et Immortaliter Meriti D. VIII. Mart. Anno MDCCXXI. … Officii Et Pietatis Caussa Publice Satisfacere Volvit, Frankfurt/Oder 1721. わずか２年後にはキール大学でヨハン・ハインリヒ・ホイベル（1694-1758年）が、*Orario de pedantismo juridico* というタイトルで就任講義を行った。*Martin Mulsow*, Prekäres Wissen. Eine andere Ideengeschichte der Frühen Neuzeit, Berlin 2012, 149 を参照。

[55] *Julius Wilhelm Zincgref*, Facetiae Pennalium (1618), hg. v. Dieter Mertens/Theodor Verweyen. (Gesammelte Schriften, Bd. III.) Tübingen 1978, 57f. また、*Fassmann*, Gelehrte Narr（注41）, 40: „daß diejenigen, welche sich lange bey und in dem Studieren auf halten, nicht allein unterdessen die Experientz und Erfahrung an ihnen selbst versäumen, sondern auch insgemein zu allen Verrichtungen ungeschickt und unartig werden.

求された肩書きを一層滑稽なものに思わせた。例えば1785年にヨーゼフ・リヒター（1749-1813年）は次のように書いた。「極めて高貴な生まれのお方 Hochedelgebohrene Herrn は、医者、弁護人、教授、学識ある人々、芸術家。極めて高貴な生まれのお方として小さな屋根裏部屋に住むある学識者を思い浮かべるときほど、この肩書きの馬鹿馬鹿しさが際立つことはない」[56]。学識者には、適切な身だしなみについて、両極端の間で中庸が失われている。例えばメンケは次のように嘆いている。「学識者たちは以下の二つのどちらかであるが、一方では、名誉に貪欲な高慢さのゆえに、どこまで豪華に着飾るべきかという限度を知らない。それによって彼らは、今風の人、フランス語の言い方ではみやびな人 galant-hommes と思われようとしているだけなのである。もう一つのタイプは、余りに不潔ないでたちで現れる。すり切れたマント、古風な上着、そしてずり下がったズボンをはいてうろうろする。それを見ただけで人はこう思うに違いない。彼らの関心はすべて研究することだけに向けられているのだ、と」[57]。衒学性とスマートさはまた、18世紀末にイマニュエル・カント（1724-1804年）にとっても学識者の振舞いの根本的に間違った形式であった。「諸学問を考慮すると、そこには支配的な嗜好の点で２つの堕落が存する。１つは単に学校のためだけに学問をし、それによって利用への配慮という点で学問を制限する。もう１つは、学問を単に付き合いや世間のためだけに行い、それによって学問の内容に対する意図の点で学問を制限する」[58]。この定式化には、学識ある専門家の役割についてのパラドックスのようなものが現れている。専門家の役割にとって本質的であるような特別な知識の取得の深化は、その専門家としての知識を学識のない周囲の世界に伝達することがもはやできないような衒学者になるという危険、つまり専門馬鹿になるという危険をはらんでいた。これに対して、その技術が何よりも普遍的なコミュニケーション能力と適応能力にあ

Dannenhero geschiehet es auch, daß sie sich sonderlich durch ihre Sitten und Geberden vor andern Leuten charakterisieren, und sich aller menschlichen Gemeinschaft entschlagen".

[56] *Pater Hilarion (=Joseph Richter)*, Bildergalerie weltlicher Misbräuche ein Gegenstück zur Bildergalerie katholischer und klösterlicher Misbräuche. Frankfurt/Leipzig 1785 (ND Dortmund 1977), 95f.

[57] *Mencke*, Charlatanerie（注37）, 131f.

[58] *Immanuel Kant*, Logik (1800), in: Kants Werke, Bd. 6. Frankfurt a.M. 1968, A 64, 472.

るようなスマートな学識者は、専門家へと至るには足りないほど表面的にしか学問をしない。彼は、せいぜい知識の普及者としての役割を果たしうるだけで、専門知識を持った問題解決者としては機能しないのである。

結論

風刺の視界に入るためには、専門家たちはまず行動範型と機能の点で一定の量的な濃度を達成しなければならなかった。学識者それ自体から区別されるような、みずからの役割を形成するには、それが必要だったのである。そのための装置は近世において与えられていたが、大学関係の専門家の形象は、少なくとも身分批判においてはなお、学識者一般のテーマ化から際立つことはなかった。ほとんどの一般的な批判は、様々な身分的で学識あるアクターの総覧を得ようと努めていたが、しかし全体として見ると、とりわけ法律家たちが目立っている。法律家身分において専門家批判は主に燃え上がったのである。法律家は社会の至る所で専門家の役割を引き受け、領邦化と国家形成の中でますます多くの影響力と重要性を獲得していたからである[59]。近代的な専門家概念の概念史的痕跡のほとんどが、法文化的な起源に帰されうるのも、それゆえ驚くべきことではない。

学識的知識の認識論的な通用性は中世以来、特権化された身分的地位と結びつけられていたが、法的に保障された威信の秩序は、新しいないしそれと並ぶメカニズムの前に次第に姿を消していった。学識者が専門知識を与える者という役割で行為した場合にはいくらかの部分で専門家の振舞いでもありえたような、みずからの学識ある振舞いを涵養することは、衣装や肩書きといった伝統的な権威授与の象徴に付け加わるような、特殊な権威ポテンシャルを開いた[60]。

[59] 以下を参照せよ。*Roman Schnur* (Hrsg.), Die Rolle der Juristen bei der Entstehung des modernen Staates. Berlin 1986.

[60] 以下を参照せよ。*Marian Füssel*, Die zwei Körper des Professors. Zur Geschichte des akademischen Habitus in der Frühen Neuzeit, in: Horst Carl/Friedrich Lenger (Hrsg.), Universalität in der Provinz. Die vormoderne Landesuniversität zwischen korporativer Autonomie, staatlicher Abhängigkeit und gelehrten Lebenswelten. Darmstadt 2009, 209-232; *Gadi Algazi*, Eine gelernte Lebensweise. Figurationen des Gelehrtenlebens zwischen Mittelalter und Früher Neuzeit, in: Berichte zur Wissenschaftsgeschichte 30/2, 2007, 107-118; *Ders.*, Scholars in Households. Refiguring

学識者はよく解らない専門用語を話し、俗世を忘れて学問に打ち込み、まさにそれによってその特別な身分文化的アイデンティティを確認することができた。しかし専門家としてはそれに加えて、専門能力を提示する専門能力が必要であったが、それは社会的環境に対するコミュニケーションの開放を放棄しえないものであった[61]。しかし、まさにこの点に関して、たいていの観察者たちは学識者身分の中心的問題の一つを見ていたのである。専門能力を提示する専門能力が廷臣において行き過ぎることは、みずからの本の世界の中で非社交的に没入することと同様、学識ある専門家の理想にとっては不適切であった。学識者批判、特に法律家批判にはその限りで、新しい役割理解の創出に寄与するような、学識者文化内部における規制的な方向付け機能が存したのである。法律家に対する批判は、腐敗、訴訟の引き延ばし、過度の身分的うぬぼれといった彼らの問題を取り除かなかった。しかし法律家批判は、否定形で、法律家身分の認識論的な徳を可視化した。それは、法律家がどのように振る舞うべきなのか、ということについて内省的な意識を生み出した。法律家風刺の名宛人は、この観点に関して言えば、おそらくたいてい法律家自身だったのである。しかしより広く、身分批判と学識者批判を視野に入れることで、同様に以下のことが示された。つまり、法律家たちは彼らの依頼人との関係においても知覚され、それによって彼らに対する批判は社会の広い範囲に関わっていたということである。もっとも、多くの銅版画の「貧しい農民たち」はおそらく風刺的文献の優先的な受け手には数えられず、そうした風刺文学はむしろ教養ある諸身分のメディアであったのだけれども。

図版出典一覧

図１：Monogrammist AED Schal, Satire auf die Bestechlichkeit der Advokaten, Kupferstich 1618, Germanisches Nationalmuseum Nürnberg, in: Anja Eichler/ Eva Fußwinkel/ Nadine Löffler (Hrsg.), Spott und Respekt – die Justiz in der Kritik, Petersberg 2010, 149.

図２：Hendrik Goltzius, Notarius Imperitus, Kupferstich, 1597, Germanisches

the learned Habitus, 1480-1550, in: Science in Context 16, 2003, 9-42.

[61] 以下を参照せよ。*Michaela Pfadenhauer*, Professionalität. Eine wissenssoziologische Rekonstruktion institutionalisierter Kompetenzdarstellungskompetenz. Opladen 2005.

Nationalmuseum, Nürnberg, in: Anja Eichler/ Eva Fußwinkel/ Nadine Löffler (Hrsg.), Spott und Respekt – die Justiz in der Kritik, Petersberg 2010, 143.

図３：Daniel Pfisterer, Barockes Welttheater: ein Buch von Menschen, Tieren, Blumen, Gewächsen und allerlei Einfällen/ geschrieben und gemalt von Daniel Pfisterer, begonnen im Jahre 1716. Hrsg. vom Württembergischen Landesmuseum und dem Geschichts- und Kulturverein Köngen e.V., Stuttgart 1996, 2 Bde., 79.

図４：[Anonym], Die Wahrheit der jetzigen Welt, Kupferstich, nach 1721, Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg, in: Anja Eichler/ Eva Fußwinkel/ Nadine Löffler (Hrsg.), Spott und Respekt – die Justiz in der Kritik, Petersberg 2010, 167.

図５：Counsellor Cozen Consulting Class, Radierung 1773, British Museum, in: Anja Eichler/ Eva Fußwinkel/ Nadine Löffler (Hrsg.), Spott und Respekt – die Justiz in der Kritik, Petersberg 2010, 74.

図６：William Hogarth, The Bench, Kupferstich, ca. 1764, Niedersächsische Staats- und Universitätsbibliothek Göttingen, in: Anja Eichler/ Eva Fußwinkel/ Nadine Löffler (Hrsg.), Spott und Respekt – die Justiz in der Kritik, Petersberg 2010, 183.

図７：[Anonym], Jurist (?) schlägt Justitia mit Codex, Lavierte Federzeichnung, um 1770, Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg, in: Anja Eichler/ Eva Fußwinkel/ Nadine Löffler (Hrsg.), Spott und Respekt – die Justiz in der Kritik, Petersberg 2010, 175.

図８：Anonym, Herkomannus, Einblattdruck mit Kupferstich und Typendruck, 1701-1715, Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg, in: Anja Eichler/ Eva Fußwinkel/ Nadine Löffler (Hrsg.), Spott und Respekt – die Justiz in der Kritik, Petersberg 2010, 165.

（訳者後記）

本稿は、2019年３月16日に専修大学神田キャンパスで開催された比較国制史研究会で、マリアン・フュッセル教授が行った講演の翻訳である。同教授は、訳者の一人である田口が代表の JSPS 科研費基盤Ｂ（16H03535）の費用で来日

し、約10日間滞在され、２回の講演の他、研究集会の前後にも積極的に日本の研究者と交流された。ご多忙な中、遠路来日されたフュッセル教授に感謝するとともに、研究会場を準備していただいた専修大学法学部の小川浩三教授にも御礼を申し上げる。

マリアン・フュッセル教授は、1973年生まれで、ミュンスター大学で歴史学、社会学、哲学を学び、2004年に同大学で博士号を取得した（指導教授はドイツ近世史研究者として著名なバルバラ・シュトルベルク＝リリンガー Barbara Stollberg-Rillinger 教授）その後、ミュンスター大学助手、ギーセン大学 Juniorprofessor（文化史担当）、ゲッティンゲン大学 Juniorprofessor（近世史担当）を経て（この間ハレ大学から招聘を受けたが応じなかった）、2010年からゲッティンゲン大学教授（近世史・学問史担当）に就任、現在に至っている。大学の外でも、大学史・学問史学会 Gesellschaft für Universitäts- und Wissenschaftsgeschichte、軍事史研究会 Arbeitskreis Militärsgeschichte、近世の軍隊と社会研究会 Arbeitskreis Militär und Gesellschaft in der Frühen Neuzeit、18世紀史学会 Deutsche Gesellschaft für die Erforschung des 18. Jahrhunderts 等の会員として旺盛な研究活動を展開し、また2017年から2018年にはミュンヘンの歴史研究会 Historisches Kolleg のフェローとして七年戦争史の執筆に取り組んだ。

公刊された業績としては、学位論文に基づく Gelehrtenkultur als symbolische Praxis. Rang, Ritual und Konflikt an der Universität der Frühen Neuzeit, Darmstadt 2006 の他に、一般向けの Der Siebenjährige Krieg. Ein Weltkrieg im 18. Jahrhundert (Beck Wissen), München 2010（2013年にイタリア語訳が出ている）および Waterloo 1815 (Beck Wissen), München 2015 がある。またミシェル・ド・セルトーを論じた Zur Aktualität von Michel de Certeau. Einführung in sein Werk, Wiesbaden 2017も出版されており、フュッセル教授の研究の理論的深みを感じさせる。更に、十数冊の共編著（例えば、Christoph Dartmann, Marian Füssel und Stefanie Rüther (Hg.), Raum und Konflikt. Zur symbolischen Konstituierung gesellschaftlicher Ordnung in Mittelalter und Früher Neuzeit (Schriftenreihe des Sonderforschungsbereichs 496, Bd. 5), Münster 2004; Marian Füssel und Michael Sikora (Hg.), Kulturgeschichte der Schlacht (Krieg in der Geschichte 78), Paderborn 2014; Marian Füssel und Martin Mulsow (Hg.), Gelehrtenrepublik (= Aufklärung. Interdisziplinäres

Jahrbuch zur Erforschung des 18. Jahrhunderts und seiner Wirkungsgeschichte, Bd. 26), Hamburg 2015; Jan-Hendryk de Boer, Marian Füssel und Maximilian Schuh (Hg.), Universitäre Gelehrtenkultur vom 13. - 16. Jahrhundert. Ein interdisziplinäres Quellen- und Methodenhandbuch, Stuttgart 2017）とそれらに収録されたものを含む多数の論文があり、現在のドイツ近世史学界でフュッセル教授が中心的な研究者の一人であることをうかがわせる。

フュッセル教授は講演でも言及されたゲッティンゲン大学のGraduiertenkolleg「12世紀から18世紀の専門家文化」でも中心的な役割を果たした。同教授が編者となっている関連論文集として、Jan-Hendryk De Boer, Marian Füssel und Jana Madlen Schütte (Hg.), Zwischen Konflikt und Kooperation. Praktiken der europäischen Gelehrtenkultur (12. - 17. Jh.), (Historische Forschungen 114), Berlin 2016; Marian Füssel, Philip Knäble und Nina Elsemann (Hg.), Wissen und Wirtschaft. Expertenkultur vom 13. bis 18. Jahrhundert, Göttingen 2017; Marian Füssel, Antje Kuhle und Michael Stolz (Hg.), Höfe und Experten. Relationen von Macht und Wissen in Mittelalter und Früher Neuzeit, Göttingen 2018 があり、また最近 Marian Füssel, Frank Rexroth und Inga Schürmann (Hg.), Praktiken und Räume des Wissens. Expertenkulturen in Geschichte und Gegenwart, Göttingen 2019 が公刊された。

本講演は、このゲッティンゲン大学での専門家文化に関する研究と議論をも背景としつつ、西洋近世における法律家批判を扱っている。法律家批判は、これまで他の研究者によってもたびたび取り上げられてきたテーマであるが、フュッセル教授の本講演は、多くの興味深い図像や文学作品を素材とし、また中世近世の学識者・専門家に対する風刺という全体的文脈の中で法律家批判を論じており、法制史学者の自己反省としての法律家批判研究とはまた異なった興味深い論考となっている。他の種類の専門家に対する批判と比較しても、法律家批判がより頻繁に展開されてきたという指摘は、西洋社会における法律家の存在の大きさを改めて印象づける。また、風刺の受け手として想定されていたのは基本的に学識者であったという見方も、法律家批判の意味を考えるうえで、重要であろう。

講演後の討論では、個々の図像資料の解釈が立ち入って検討されたほか、風刺と現実との関係、法学文献に現れるステレオタイプとの関係、近世における法学の展開・司法制度の変化・統治当局の役割増大が法律家批判に及ぼした影

響、医者や軍人といった他の種類の専門家への批判と法律家批判との異同、知の社会的伝達という観点から見た専門家の意義など多岐にわたる問題が議論された。長時間の質疑をこなしていただいたフュッセル教授に改めて感謝するとともに、同時に来日されたご夫人のシュテファニー・リューター Stefanie Rüther 博士（マックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所研究員）を含む研究会参加者の方々にも御礼を申し上げたい。わが国の関心ある読者にとって、本講演の翻訳が西洋における法律家の歴史的意義を考える契機となれば、訳者としては幸いである。

（田口正樹）